

京都市街路樹引継基準

平成26年4月1日

京都市建設局みどり政策推進室

＜基準制定の趣旨＞

街路樹は、従来から道路法、道路構造令その他の関係法令等に従って適正に整備されてきたところであるが、「京都市緑の基本計画」に基づき、今後一層その良好な育成・維持管理を図るため、今般、引継ぎの際に必要な事項を定め、道路管理者及び道路整備事業者（京都市、公共事業者、開発行為者）等（以下「街路樹整備事業者」という。）に示すものである。

第1条(街路樹の定義)

「街路樹」とは、道路法第2条第2項に規定された並木（高木、低木等）で街路樹整備事業者が整備した道路付属物をいう。

第2条(引継ぎの定義)

街路樹の「引継ぎ」とは、植栽された街路樹（生育に必要な支柱、植栽基盤資材、マルチング材、根系抑制（誘導）資材等を含む）の「植物の維持管理」を引継ぐものであり、その敷地及び周辺構造物等の維持管理は含まない。

第3条(基本方針)

引継ぐ街路樹は、すべて道路法、道路構造令、道路緑化技術基準及び京都市都市緑化マニュアルの他、関係する諸規定等に基づき整備されたものを対象とする。

第4条(引継協議)

街路樹整備事業者は、引継協議を別に定める「街路樹引継ぎの手引き」に従い進めることとする。

第5条(その他)

街路樹整備事業者は、この基準に記載のない事項の処理や疑義が生じた場合については、京都市建設局みどり政策推進室街路樹育成担当と協議のうえ事務を進めることとする。

第6条(附則)

この基準は、平成23年5月1日から施行する。

この基準は、平成24年5月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

街路樹引継ぎの手引き

街路樹の引継ぎに当たっては、以下の手順でその事務を進めるものである。

- 1 街路樹引継予定調書（様式1・別紙1）を前年度までに必ず提出すること
なお、毎年、上記調書の照会を行うが、回答がない場合は原則的に街路樹の引継ぎは行わないので注意すること



- 2 街路樹引継事前協議書（様式2・別紙2）を植栽工事着工までに提出のうえ協議を行うこと



- 3 植栽工事（協議終了後に施工）



- 4 植樹保険への加入（街路樹整備事業者で加入し、保管すること）



- 5 街路樹引継依頼書（様式3・別紙3・別紙4・添付資料）を施工後、速やかに提出すること



- 6 現地立会
引継ぐ際に支障となる場合は、手直しを実施すること



- 7 街路樹引継完了通知書（様式4）の発行
 - ※ 手直し等の確認後に通知する。
 - ※ 本通知書の発行を持って引継事務の完了とする。（通知書の保管）
 - ※ 引継完了後1年以内に樹勢衰退及び枯損等が発生した場合には、街路樹整備事業者（植栽施工事業者）によって植替えを行うこととする。

【特記事項】

植栽に当たっては、道路法その他、以下の基準等に基づいて施工することとする。

- 道路構造令
- 道路緑化技術基準
- 京都市都市緑化マニュアル（公共施設編）
- その他関係するもの

技術的要件

1 幅員：道路構造令 第11条の4他

- ① 歩道幅員 $W > 3.5\text{m}$ ($2.0\text{m} + 1.5\text{m}$)
- ② 分離帯幅員 $W > 1.5\text{m}$ ($1.0\text{m} + 0.25\text{m} \times 2$)
- ③ 植樹帯幅員 $W > 1.5\text{m}$ (縁石を含む)

2 植栽樹種(要事前相談)

- ① 高木 イチョウ、トウカエデ、コナギ、ハナミズキ、サクラ、ケヤキ他
- ② 低木 アベリア、ウバメガシ、クナシ、シャリンバイ、ヒペリカム、ヒトツツジ他

3 樹木の規格(別紙5)

- ① 高木 幹周り長さ 21 cm以上、樹高 4 m以上
- ② 低木 樹高 60~80 cm、葉張り 60 cm以上

4 配植

- ① 高木の植栽間隔は、概ね 8~10 m間隔を標準とする。
 - ・ 占用物件（電柱及び標識等）からは、2.0 m以上の離隔距離を確保すること
 - ・ 道路照明灯からは、照明効果が保てる距離を確保すること
 - ・ 信号機及び道路標識については、当該機能が確認できる距離を確保すること
- ② 低木の植栽間隔は、その葉張りとする。

5 植栽土壌

- ① 植栽地の土壌は、街路樹の生育に適したものでなくてはならない。
- ② 植栽地の土壌が不適の場合には、土壌改良材（有機物系・無機物系・その他改良材）にて改良する。
- ③ 土壌改良が困難な場合（土質が強アルカリ性、強酸性及び重粘土質）は、植樹帯内の土壌を客土に入替える。
 - ・ 客土の例 山土：バーク堆肥：パーライト：イソライト
0.6：0.2：0.1：0.1

6 根系抑制資材

高木の根系が植樹ブロックの基礎砕石及び舗装の路盤に伸長し、肥大生長することにより、当該ブロック及び舗装を押し上げ、歩行者等の通行に支障をきたす事例が多数あるため、根系抑制資材（各種防根用不織布等）を設置する。

7 支柱

- ① 植栽樹木の形状寸法に応じた支柱を設置する。なお、二脚鳥居支柱（添木なし）及び三脚鳥居支柱の横木は、いずれも幹より車道側（歩道側から幹が全て見えるように支柱を施工すること）とし、当該年度色のビニールテープを巻きつけることとする。
中央分離帯に設置する場合は、一定の方向に揃えることとする。
- ② 支柱の仕上がり高さは、歩道の場合は舗装面から計測し、中央分離帯の場合は歩車道境界ブロックから計測することとする。
- ③ 支柱を結束する針金及びシュロ縄は、定められた方法で行い、結び目は支柱及び幹のふところで行うこととする。
- ④ 使用する木材は、原則「みやこ^{そまぎ}杉木※」とする。

※ みやこ杉木とは、京都市内の森林及び京都市内の林業事業者が林業生産活動を行う森林で算出された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加工品をいう。

8 その他

- ① 協議資料には、対象木の位置、樹種、規格及び数量等を明確に表示し、道路区域内であることを証明することが必要である。
- ② 手直しが必要な場合は、手直し完了確認後に引継ぐこととする。
- ③ 引継手続完了後、1年以内に衰退及び枯死した場合には、街路樹整備事業者（植栽施工業者）において復旧することとする。
- ④ 新規認定道路（追加を含む）路線の街路樹引継日は、供用開始日とする。

平成 年 月 日

建設局みどり政策推進室
緑化推進課長 様

局 部
課長
(担当: 担当)

街路樹引継予定調書 (年度工事)

1. 場所 区 町他地内 (道)

2. 時期 平成 年 月頃

3. 種別
- (1) 歩道樹
 - (2) 中央分離帯樹
 - (3) 街路広場樹
 - (4) 交通島樹
 - (5) 環境緑地帯樹

※該当する種別に○印しを付けること

4. 街路樹引継路線別予定調書 (別紙1)

5. 添付資料
・位置図, その他

街路樹引継路線別予定調書

担当部局・課名

NO.

路線名	区間	植樹帯 及 枿面積	延長	樹種名	数量	引継予定 箇所	備考
		延長×幅＝ (枿の場合は 個数×面積)				年 月 頃	担当者名 事前協議の有無 事前協議年月日 協議内容等
合 計							

平成 年 月 日

建設局みどり政策推進室
緑化推進課長様

局 部
課長
(担当: 担当)

街路樹引継事前協議書 (年度工事)

1. 場所 区 町他地内 (道)

2. 時期 平成 年 月頃

3. 種別
- (1) 歩道樹
 - (2) 中央分離帯樹
 - (3) 街路広場樹
 - (4) 交通島樹
 - (5) 環境緑地帯樹

※該当する種別に○印しを付けること

4. 街路樹引継書 (別紙2)

5. 添付資料
・位置図, その他

平成 年 月 日

建設局みどり政策推進室
緑化推進課長様

局 部
課長

(担当: 担当)

街路樹引継依頼書 (年度工事)

1. 場所 区 町他地内 (道)

2. 時期 平成 年 月 日

3. 種別
- (1) 歩道樹
 - (2) 中央分離帯樹
 - (3) 街路広場樹
 - (4) 交通島樹
 - (5) 環境緑地帯樹

※該当する種別に○印しを付けること

4. 街路樹台帳調書 (別紙 3)

5. 街路樹引継図書 (別紙 4)

6. 添付資料 (関係者同意書, 協議回答書, 説明・協議経過書等)

- ・地元住民(沿道住民, 自治会, 学区等)
- ・道路管理者(所轄土木事務所)
- ・交通管理者(京都府警)
- ・その他(特に合意取得が必要な関係者)

街路樹引継図書一覧

図書の名称	図書の規格	備考
街路樹植栽引継位置図	S=1:2,500~1:50,000	
植栽平面図	S=1:200~1:500	施工図面等
標準断面図	S=1:50~1:100	施工図面等
構造図	S=1:10~1:20	施工図面等

*除草面積把握のため、三斜面積計算図面を添付すること

(注意)

1) 植栽区分について

- ・基本的には市場単価（道路植栽工）の施工場所の定義を参考にしてください。

歩道樹・・・歩道沿いの単独樹，連続植樹帯等の樹木

中央分離帯樹・・・中央分離帯の樹木

街路広場樹・・・街路広場の樹木

交通島樹・・・交差点等にある導流植樹帯の樹木

環境緑地帯樹・・・自歩道，遊歩道等の樹木

2) 路線について

- ・国道，府道，市道の路線名を明記してください。

平成 年 月 日

街路樹引継完了通知書

様

京都市建設局みどり政策推進室緑化推進課長

(街路樹育成担当：741-8600)

平成 年 月 日 付にて街路樹引継依頼のありました件について、
下記のとおり引継が完了したことを通知します。

なお、1年以内に枯れや生育不良が確認された場合、植替えを指示することがあります。

記

1. 場所

2. 路線

3. 樹種

4. 本数

5. 施工植栽面積 m²

6. 引継日 平成 年 月 日

主要な樹木の規格

高木

樹種名	幹周 (cm)	高さ (m)	備考
イチョウ	21	4.0	
トウカエデ	21	4.0	
ユリノキ	21	4.5	
ハナミズキ	15	3.0	花の色は別途協議を行う
サクラ	21	4.0	
ケヤキ	21	5.0	

中低木

樹種名	高さ (m)	枝張 (m)	m ² 当り本数	備考
アベリア	0.4	0.3	4株	
ウバメガシ	0.5	—	4株	
クチナシ	0.5	0.3	4株	
シャリンバイ	0.5	0.4	4株	
ヒペリカムヒデコート	0.4	0.3	別途協議	
ヒラドツツジ	0.5	0.5	4株	

※その他記載のない樹種については、事前に協議を行うこと